律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）

ただし、地域維持型建設共同企業体のうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 一の企業が、本工事の競争参加資格確認申請から開札までの期間において、北陸地方整備局管内において結成する地域維持型建設共同企業体は、１つの組み合わせによるものとする。ただし、地域維持型建設共同企業体で請け負った履行中の工事と、別の組み合わせの地域維持型建設共同企業体により競争参加資格確認申請する本工事の工期が重複せず、北陸地方整備局長が必要と認める場合は、別の組み合せで地域維持型建設共同企業体を結成し登録することができるものとする。

⑥ 中小企業等協同組合法による事業協同組合でないこと。

⑵ 構成員の技術的要件　地域維持型建設共同企業体の構成員は、令和８年10月21日において次の条件を満たすものとする。

① 平成23年度以降に元請として完成した工事で、構成員のうち１社は下記⒜の要件を満たす同種工事の施工実績を有していること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体及び異工種建設工事共同企業体にあっては均等割の10分の６以上、経常建設共同企業体にあっては20％以上のものに限る。また、特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体、異工種建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体における乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。）元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

⒜ 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）10m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）

② すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとするが、上記①の要件を満たす工事の施工経験は専任で配置する技術者が有すること。

④ 構成員について、１社以上は発注工事に対応する建設業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。

⑶ 出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　地域維持型建設共同企業体の代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定された者とする。

⑸ 地域維持型建設共同企業体の協定　「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

７ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（上記６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も上記４及び５により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、上記６⑴①の認定を受けていない構成員が北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度の一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

８ 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

９ 資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10 その他

⑴ 地域維持型建設共同企業体の名称は、「Ｒ８能越道　猿谷高架橋下部その１工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、開札の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

## 競争参加者の資格に関する公示

Ｒ８能越道　猿谷高架橋下部その１工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年10月21日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１ 工事名

Ｒ８能越道　猿谷高架橋下部その１工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

２ 工事場所

石川県輪島市市ノ瀬町地先

３ 工事内容

橋梁下部

道路土工　１式

掘削工（ＩＣＴ）　3,100㎥

地盤改良工　１式

ＲＣ橋脚工　１式

場所打杭工　16本

橋脚躯体工　１基

仮設工　１式

工期　工事の始期から326日間（ただし、令和９年４月30日（工事着手期限）までに工事を開始すること。なお、工事の開始とは工事の始期をいう。）

４ 申請の時期

令和８年10月21日から令和８年11月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和８年11月11日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。